

輸出物品販売場許可申請書

收受印

令和 年 月 日 ____ 税務署長殿	申 請 者	(フリガナ) 納 税 地	(千 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
	法 人 番 号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。	

下記のとおり、自動販売機型輸出物品販売場として許可を受けたいので申請します。

販 売 場 の 所 在 地	(千 -) (電話番号 - -)
---------------	---

販 売 場 の 名 称	所 轄 税 務 署 名	税 務 署
-------------	-------------------	-------

指 定 自 動 販 売 機 識 別 情 報	指 定 自 動 販 売 機 の 指 定 番 号	自 動 販 売 機 管 理 番 号

参 考 事 項	
---------	--

税 理 士 署 名	(電話番号 - -)
-----------	----------------------------

※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号		部門番号		番号確認	
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

- 注意
- 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 税務署処理欄は、記載しないで下さい。
 - 許可を受けようとする販売場が2以上ある場合には、販売場の所在地、名称及び所轄税務署名、指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号は適宜の様式に記載して添付してください。

輸出物品販売場許可申請書（自動販売機型用）の記載要領等

輸出物品販売場許可申請書（自動販売機型用）は、自動販売機型輸出物品販売場を開設しようとする事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が、自動販売機型輸出物品販売場の許可を受けようとする場合に事業者の納税地を所轄する税務署長に提出するものです（法 8 ⑦、令 18 の 2 ①、規則 10 ①三）。

- （注）
- 1 輸出物品販売場の許可には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。
 - 2 許可を受けている輸出物品販売場について、消費税法第 8 条第 1 項の規定の適用を受ける必要がなくなった場合には、「輸出物品販売場廃止届出書（第 21-（1）号様式）」を提出する必要があります（令 18 の 2 ⑱）。
 - 3 許可を受けている輸出物品販売場を移転した場合には、移転前の輸出物品販売場について「輸出物品販売場廃止届出書（第 21-（1）号様式）」を提出するとともに、移転先の販売場について新たに輸出物品販売場の許可を受ける必要があります。
 - 4 許可を受けている輸出物品販売場に設置する指定自動販売機を変更した場合には、遅滞なく、「自動販売機型輸出物品販売場の指定自動販売機変更届出書（第 20-（9）号様式）」を提出する必要があります（令 18 の 2 ⑳）。

【記載要領】

- (1) 「販売場の所在地」及び「販売場の名称」欄は、許可を受けようとする販売場の所在地及び販売場の名称（例：〇〇店内自動販売機第 1 号や△△モール 2 階□□通路自動販売機第 2 号）を記載します。「販売場の名称」は、販売場の所在地の近くに指定自動販売機を設置する場合、それぞれを区別できるような名称を記載します。
また、「所轄税務署名」欄は、許可を受けようとする販売場の所在地を所轄する税務署名を記載します。
- (2) 「指定自動販売機識別情報」欄は、許可を受けようとする指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号を記載します。
（注）
 - 1 指定自動販売機の指定番号とは、指定自動販売機の名称・型式ごとに国税庁長官告示で定められた 8 桁の数字をいいます。
 - 2 自動販売機管理番号とは、指定自動販売機について 1 台ごとに設定された 15 桁の英数字（英字については大文字のみ）をいいます。
- (3) 許可を受けようとする販売場が 2 以上ある場合には、販売場の所在地、名称及び所轄税務署名並びに指定自動販売機の指定番号及び自動販売機管理番号は適宜の様式に記載して添付してください。

【添付書類】

許可申請書に添付すべき書類については、「輸出物品販売場許可申請書添付書類自己チェック表（自動販売機型用）」により確認してください。